

盛岡城マスコットキャラクター「いしがききょうだい」の利用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、盛岡城マスコットキャラクター「いしがききょうだい」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「キャラクター」とは、岩手大学学生団体「さんもり」による盛岡城マスコットキャラクター募集事業で選定されたキャラクター「いしがききょうだい」(別図1)をいう。

(キャラクターの利用)

第3 キャラクターのデザインを利用しようとする者は、あらかじめ、利用許諾申請を行い、市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の利用許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市及び市教育委員会が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 市の区域内にある小学校(月が丘小学校含む。)及び中学校(北陵中学校含む。)並びに盛岡市立高等学校が教育目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 国立大学法人岩手大学が実施する教育研究及び社会貢献の目的で使用する場合
- (5) その他教育長が適当と認める場合

(利用の申請)

第4 第3の許諾を受けようとする者は、「いしがききょうだい」利用許諾申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、その者が行う事業の内容がわかる資料
- (2) 利用目的がわかる企画書又はチラシ等
- (3) デザイン等の利用状況、デザインがわかる完成見本等
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第5 教育長は、第4の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、利用を許諾するときは、「いしがききょうだい」利用許諾書(様式第2号)により当該申請をした者(以下「利用申請者」という。)に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による審査の結果、キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を許諾しないこととし、「いしがききょうだい」利用不承諾書(様式第3号)により利用申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクターの著しい変形等、利用が適当でないと認められる場合
- (10) 利用許諾申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (11) 利用許諾申請の内容に虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (12) その他教育長がキャラクターの利用が適当でないと認める場合
(利用上の遵守事項)

第6 第5第1項の規定による利用の許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容にのみ利用し、教育長の指示する条件に従うこと。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第三者に利用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 別図1及び別図2の定められた形、色等を正しく使用し、デザインの一部の省略又は変更をしないこと。ただし、別図2のカラーチャートによることが難しい場合は、別途協議をすること。また、キャラクターの同一性が認められる範囲で、衣装や小物を身に着けることは可能であること。
- (5) 新たなデザインを作成する場合は、予めデザインデータを350 d p i 以上の j p g 及び P D F 形式で提出の上、事前に協議すること。なお、提出されたデータについては、許諾後、市及び市教育委員会が自由に利用できるものとする。
- (6) キャラクターを類似使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより自己の権利を新たに設定し、又は登録する等、著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (7) キャラクターの下部等適切な位置に「盛岡城マスコットキャラクターいしがききょうだい」である旨又は「©2025 盛岡市」を明記すること。

(利用料)

第7 キャラクターの利用料は、無料とする。

(許諾の取消)

第8 教育長は、利用者のキャラクターの利用が第5第2項各号のいずれかに該当するとき又は第6各号に掲げる事項に違反すると認められるときは、その許諾を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用の許諾を取り消したときは、その利用者に「いしがききょうだい」利用許諾取消書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してならない。

4 教育長は、許諾を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
(損失補償等の責任)

第9 市及び市教育委員会は、利用許諾の取消し等により利用者が被った損害及び第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

2 利用者は、デザイン等の利用に際して故意又は過失により市及び市教育委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市及び市教育委員会に賠償しなければならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。